



# 新型コロナウイルス関連

## 給付金などの支援情報


特別定額給付金…………… 2  
1人につき10万円支給

 **市独自の制度**  
旭市元気回復特別給付金…………… 2  
1世帯につき2万円支給


 **市独自の制度**  
旭市飲食店等緊急支援給付金…………… 3  
飲食店や観光関連事業者などに10万円支給

千葉県中小企業再建支援金…………… 3  
売り上げが大幅に減少した事業者に最大40万円支給

持続化給付金…………… 3  
売り上げが大幅に減少した事業者に最大200万円支給

 **市独自の制度**  
旭市就学前児童臨時給付金…………… 4  
児童手当の対象者のうち就学前児童1人につき3万円支給

子育て世帯臨時特別給付金…………… 4  
児童手当の対象者1人につき1万円支給

 **市独自の制度**  
小中学校給食費の免除…………… 4  
給食費が6か月間免除

住居確保給付金…………… 4  
休業などで収入が減少した場合に住居を失う恐れがある人に家賃が支給

緊急小口資金・総合支援資金…………… 4  
一時的な生活や生活の立て直しに必要な資金を貸し付け

## 市独自の上乗せで家計への支援と地域経済活性化

# 特別定額給付金と 旭市元気回復特別給付金

新型コロナウイルスに関する緊急経済対策として、家計を支援するための特別定額給付金と、旭市元気回復特別給付金が支給されます。申請書が届いたら早めに申請しましょう。

国民1人に10万円

### 特別定額給付金

感染拡大防止に留意しながら、簡単な手続きで家計を支援するため、全国で统一的に給付金が支給されます。

**給付対象**／令和2年4月27日の基準日に、市の住民基本台帳に記載されていた人

**申請者と受給者**／各世帯の世帯主

**給付額**／世帯員1人につき10万円

#### 申請方法

##### ●郵送による申請

5月中旬に届く申請書に、氏名・住所・電話番号・受け取る口座情報を記入し、運転免許証の写しなど世帯主の本人確認ができる書類、振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写しを添えて、同封の返信用封筒で返信してください。

##### ●オンラインによる申請

マイナンバーカードを持っている世帯主は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、申請することができます。

世帯主と世帯員の情報や、振込先口座情報を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行

います。電子署名による本人確認を行うため、本人確認書類は不要です。申請にはICカードリーダーなどが必要です。

**申請期限**／受付開始日から3か月以内

### 市独自に1世帯2万円を追加給付

### 旭市元気回復特別給付金

市民の生活を支援し、地域経済を活性化するため、旭市独自の給付金が支給されます。

**給付対象**／令和2年4月27日の基準日に、市の住民基本台帳に記載されていた世帯

**申請者と受給者**／各世帯の世帯主

**給付額**／1世帯につき2万円

**申請・給付方法**／特別定額給付金の申請に基づく上乗せ給付とし、申請は不要です。給付決定後、特別定額給付金と同時に指定口座に振り込まれます。

#### 申請・問い合わせ先

旭市特別定額給付金給付事業実施本部(☎62-5376・総務課庶務行政班内)

※電話は5月19日(火)に開設します。

### 特別定額給付金などを装った

#### それ、詐欺かもしれません

- 市や国などが現金自動預払機(ATM)の操作を依頼することはありません。
- 市や国などが申請にあたり、手数料などの振り込みを求めることはありません。

### 給付金詐欺に注意

- 電話などで個人情報や通帳、キャッシュカード、暗証番号などを問い合わせることはありません。

#### 給付金詐欺などの相談は

不審な電話やトラブルなどがあった場合は、旭市消費生活センター(☎63-7272)に相談してください。



# 新型コロナウイルスの影響で経営が悪化している事業者へ 旭市飲食店等緊急支援給付金や 千葉県中小企業再建支援金、持続化給付金

新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を緩和し、事業者を支援するため支援情報を紹介します

## 市独自に1事業者10万円を給付

### 

新型コロナウイルス感染症の拡大で、経営に深刻な影響を受けている市内飲食店や宿泊・旅行事業者などは、市独自の支援金が支給されます。

**対象**／令和元年以前から、市内で飲食店、旅館・ホテル、旅行業、観光バス及びタクシー業などを営む事業者のうち、令和2年2月から5月までの任意の1か月で、売上げが前年同月と比べて50%以上減少した、個人事業者と中小企業者

※全国チェーン店と店内に飲食する場所を常設していない飲食店を除く。

**給付金額**／1事業者当たり10万円

※給付は1回限り。

**提出書類**／営業許可証の写し、令和元年分の確定申告書類の控えなどの写し、売上げ台帳などの売上高の減少がわかる書類、振込口座の通帳の写し

※個人事業主は、運転免許証かマイナンバーカードなどの身分証明書の写し

**申込期限**／7月31日(金)消印有効

**申し込み方法**／市ホームページからダウンロードできる申請書に必要な事項を記入し、提出書類を添えて郵送するかメールで申し込んでください。申請書は市商工観光課、各支所、旭市商工会の窓口でも入手できます。

**☎** 289-2504 旭市二の5127 市商工観光課商工労政班 (☎62-5874・✉syoko-shien@city.asahi.lg.jp)

## 千葉県が支援

### 千葉県中小企業再建支援金

**対象**／令和2年1月から7月のうち任意の1か月の売上げが、前年同月と比べて50%以上減少した、県内に本社がある個人事業者と中小企業者

**要請期間**／①令和2年4月22日～5月6日 ②令和2年5月9日～5月31日

#### 給付金額

**休業要請対象業種でない場合**／●複数の事業所を賃借している場合：40万円 ●1事業所を賃借している場合：30万円 ●賃借している事業所がない場合：20万円

**休業要請対象業種で要請期間①と②について要請に応じている場合**／●複数の事業所を賃借している場合：40万円 ●1事業所を賃借している場合：30万円 ●賃借している事業所がない場合：20万円

**休業要請対象業種で要請期間①のみについて要請に応じている場合**／●複数の事業所を賃借している場合：30万円 ●1事業所を賃借している場合：20万円 ●賃借している事業所がない場合：10万円

**休業要請対象業種で要請期間②のみについて要請に応じている場合**／1事業者につき10万円

**申請期限**／8月31日(月)消印有効

**申し込み方法**／千葉県中小企業再建支援金特設サイト (<https://www.chiba-shienkin.com>) から直接申請するか、サイトから申請書類をダウンロードし、郵送で申し込んでください。

**郵送先**／〒277-8771 千葉県柏市柏の葉5-4-6 千葉県中小企業再建支援金申請受付

☎千葉県中小企業再建支援金相談センター(☎0570-044894) ※問い合わせ時間／●6月まで：午前9時～午後6時 ●7月～8月：午前9時～午後5時

## 国が支援

### 持続化給付金

感染症拡大により大きな影響を受けた事業者に、国から給付金が支給されます。

**対象**／令和2年1月から12月のうち任意の1か月で、売上げが前年同月と比べて50%以上減少した事業者

**給付金額**／●法人：200万円まで ●個人事業者：100万円まで

※給付金額は昨年1年間の売上げからの減収分が上限で、給付は1回限り。

**申込期限**／令和3年1月15日(金)

**申し込み方法**／中小企業庁の持続化給付金特設サイト (<https://www.jizokuka-kyufu.jp>) から直接申請してください。

※特設サイトでの申請が難しい人のため、今後申請サポート会場が開設される予定です。

☎持続化給付金コールセンター (☎0120-115570、☎03-6831-0613) ※問い合わせ時間／●7月まで：午前8時30分～午後7時 ●8月以降：午前8時30分～午後5時

# 子どもの育児や見守りをしている 子育て世帯を支援

## 市独自に対象児童1人につき3万円を給付

### 

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、自宅などでの育児や見守りを余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和するため、臨時給付金が支給されます。

**対象**／0歳から小学校就学前の児童を養育している世帯

**給付額**／対象児童1人につき3万円

**申請・給付方法**／特別定額給付金の申請に基づく上乘せ給付とし、申請は不要です。給付決定後、特別定額給付金と同じ指定口座に振り込まれます。

☎ 子育て支援課子育て支援班 (☎62-8012)

帯の生活を支援するため、臨時特別給付金が支給されます。

**対象**／令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人

**給付額**／対象児童1人につき1万円

**申し込み方法**／不要

※公務員で児童手当を勤務先から受給している人は、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村に申請してください。(3月分支給要件該当者は、令和2年2月29日時点の住民登録市区町村)

☎ 子育て支援課子育て支援班 (☎62-8012)

## 小中学校へ子どもが通う世帯の支援

### 

子育て世帯の支援として、市内小中学校の給食費が免除されます。

**期間**／小中学校給食の再開から6か月間

☎ 学校教育課給食班 (☎62-0366)

## 国が支援

### 子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世

# 生活が成り立たなくなる前に相談を 社会福祉協議会の支援制度

社会福祉協議会では、さまざまな問題で生活することが難しい人を支援しています。

## 一定期間家賃を支給する

### 住居確保給付金

新型コロナウイルスの影響により、休業などで収入が減少した場合、住居を失う恐れがある人に、世帯の構成人数や収入額に応じて家賃が支給されます。

**対象**／●2年以内に離職や廃業した人 ●休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人

**支給要件**／●収入要件：世帯収入合計額が規定額を超えないこと ●資産要件：世帯の預貯金の合計額が規定額を超えないこと ●求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

**支給期間**／3か月

の費用を保証人不要で借りることができます。

**対象**／新型コロナウイルスの影響により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために資金が必要な世帯  
**貸付限度額**／20万円

**償還期限**／2年

### 総合支援資金

生活困窮者自立支援を受けることで、生活の立て直しまでに必要な生活費を保証人不要で借りることができます。

**対象**／新型コロナウイルスの影響により収入の減少があり、緊急小口資金制度を利用しても、引き続き日常生活の維持が困難になっている世帯

**貸付限度額**／●2人以上の世帯：1か月当たり20万円

●単身世帯：1か月当たり15万円

※貸付期間3か月以内

**償還期限**／10年

〈共通事項〉

**貸付利子**／無利子

**据え置き期間**／1年以内

## 一時的な資金や生活再建の資金が必要な人へ

### 緊急小口資金・総合支援資金

#### 緊急小口資金

緊急で一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額

申し込み・問い合わせ先

旭市社会福祉協議会 (☎57-5577)

このページを抜き取って利用してください。